

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第11号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和40年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の減免)</p> <p>第6条 条例第90条第1項第1号に規定する軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は<u>精神障害者</u>等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、専ら当該身体障害者、<u>専ら当該精神障害者</u>等、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は専ら当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 第1項に規定する年齢が18歳未満の者であるかどうかの判定は、<u>種別割</u>の賦課期日現在によるものとする。</p> <p>4 条例第89条及び第90条の規定による<u>種別割</u>の減免額は、当該<u>種別割</u>の全部とする。</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第6条 条例第90条第1項第1号に規定する<u>規則</u>で定める軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は<u>精神障害者</u>と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、専ら当該身体障害者、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は専ら当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 第1項に規定する年齢が18歳未満の者であるかどうかの判定は、<u>軽自動車税</u>の賦課期日現在によるものとする。</p> <p>4 条例第89条及び第90条の規定による<u>軽自動車税</u>の減免額は、当該<u>軽自動車税</u>の全部とする。</p>

(環境性能割における身体障害者等の範囲)

第7条 条例附則第15条の3第1項第3号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、前条第2項第1号及び第2号(同項ただし書の場合を除く。)の規定に該当するものをいう。

2 条例附則第15条の3第1項第3号に規定する精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、前条第2項第3号及び第4号の規定に該当するものをいう。

3 条例附則第15条の3第1項第4号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、前条第2項ただし書の規定による同項第1号及び第2号の規定に該当するものをいう。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。